

公布された条例のあらまし

◇奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

- 1 都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務の追加
住民基本台帳法に規定する条例で定める事務について、奈良県内の私立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に在学する生徒に対する修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるものを追加することとした。
- 2 都道府県知事保存本人確認情報を提供する教育委員会の事務の追加
住民基本台帳法に規定する条例で定める教育委員会の事務について、奈良県内の公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に在学する生徒に対する修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるものを追加することとした。
- 3 施行期日
令和三年四月一日から施行することとした。

◇奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

- 1 知事又は教育委員会が個人番号を利用することのできる事務の追加
知事又は教育委員会が個人番号を利用することのできる事務について次のとおり追加することとした。

執行機関	事務
知事	奈良県内の私立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に在学する生徒に対する修学支援金の支給に関する事務であ

	って規則で定めるもの
教育委員会	奈良県内の公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に在学する生徒に対する修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

2 施行期日

令和三年四月一日から施行することとした。

◇なら歴史芸術文化村条例

1 設置

歴史文化資源の活用及び芸術文化活動の振興により心豊かな県民生活の実現に資するとともに、観光、産業等の分野と連携した施策の実施により地域振興に寄与するため、なら歴史芸術文化村（以下「文化村」という。）を天理市に設置することとした。

2 事業

文化村は、次に掲げる事業を行うこととした。

ア 歴史文化資源の活用及び芸術文化活動を通じて豊かな人間性を育む場の提供に関すること。

イ 地域農産物等の地場産品、飲食物その他物品の販売等による地域振興に関すること。

ウ 地域の歴史文化の情報の発信に関すること。

エ その他文化村の設置目的を達成するために必要な事業

3 観覧料

文化村に展示している歴史文化資源及び芸術文化に関する資料等（以下「歴史文化資源等」という。）を観覧しようとする者は、一人一回一、八〇〇円以内で知事が定める観覧料を納めなければならないこととした。

4 使用の承認

(1) 文化村の6に掲げる施設、設備等を使用しようとする者は、知事の承認を

受けなければならないこととした。

(2) 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしないことのできることとした。

ア 文化村の設置目的に違反するとき。

イ 公益を害するおそれがあるとき。

ウ 文化村の施設、設備等を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

オ 文化村の管理上支障があるとき。

(3) 知事は、使用の承認をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができるとした。

5 使用の承認の取消し等

知事は、次のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができるとした。

ア この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

イ 偽りその他不正の手段によって使用の承認を受けたとき。

ウ 使用の承認の条件に違反したとき。

エ 4の(2)のいずれかに該当することとなったとき。

オ 公益上特に必要があるとき。

6 使用料

使用の承認を受けた者は、次に定める額の使用料を前納しなければならないこととした。ただし、規則で定める場合には、後納することができることとした。

ア 施設及びその使用料

使用区分		午前		午後		午前・午後		夜間		午後・夜間		全日	
		(午前九時から正午まで)		(午後一時から午後五時まで)		後(午前九時から午後五時まで)		(午後六時から午後八時まで)		間(午後一時から午後八時まで)		(午前九時から午後八時まで)	

施設区分	ホー ル	日曜 日、	土曜 日及	び休 日	その 他	控室 A	控室 B	控室 C	控室 D	セミナー ルーム A	セミナー ルーム B
	一五、三〇〇円				一二、七〇〇円	二、六〇〇円	一、八〇〇円	一、三〇〇円	一、一〇〇円	一、七〇〇円	二、三〇〇円
	二〇、四〇〇円				一七、〇〇〇円	三、五〇〇円	二、四〇〇円	一、七〇〇円	一、五〇〇円	二、三〇〇円	三、〇〇〇円
で	三五、六〇〇円				二九、七〇〇円	六、一〇〇円	四、一〇〇円	三、〇〇〇円	二、六〇〇円	四、〇〇〇円	五、三〇〇円
	一三、二〇〇円				一一、〇〇〇円	二、三〇〇円	一、五〇〇円	一、一〇〇円		一、五〇〇円	二、〇〇〇円
で	三三、六〇〇円				二八、〇〇〇円	五、八〇〇円	三、九〇〇円	二、九〇〇円		三、八〇〇円	五、〇〇〇円
	四五、八〇〇円				三八、二〇〇円	七、九〇〇円	五、三〇〇円	三、九〇〇円		五、二〇〇円	六、八〇〇円

セミナー ームC	三、一〇 〇円	四、一〇 〇円	七、二〇 〇円	二、七〇 〇円	六、八〇 〇円	九、三〇 〇円
セミナー ームD	八〇〇円	一、〇〇 〇円	一、八〇 〇円	七〇〇円	一、七〇 〇円	二、三〇 〇円
セミナー ームE	八〇〇円	一、〇〇 〇円	一、八〇 〇円	七〇〇円	一、七〇 〇円	二、三〇 〇円
セミナー ームF	一、四〇 〇円	一、九〇 〇円	三、三〇 〇円	一、二〇 〇円	三、二〇 〇円	四、三〇 〇円
実習室	三、九〇 〇円	五、二〇 〇円	九、一〇 〇円			

注

1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
2 準備、練習等のためホールを使用する場合の使用料は、使用料の額の百分の七十に相当する額とする。

3 午後八時を超えて延長して使用する場合の使用料は、三十分につき「夜間」における使用料の額の百分の十五に相当する額とする。

イ 設備等及びその使用料

規則で定める設備等について当該規則で定める額

7 観覧料等の免除等

(1) 知事は、特別の理由があると認めるときは、3の観覧料又は6の使用料（以下「観覧料等」という。）の全部又は一部を免除することができることとした。

(2) 既納の観覧料等は、還付しないこととした。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでないこととした。

8 損害賠償

(1) 文化村の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならないこととした。

(2) 知事は、(1)の場合において、損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、賠償責任の全部又は一部を免除することができることとした。

9 撮影等の規制

文化村においては、知事があらかじめ認めた場所を除き、許可を受けずに撮影、歴史文化資源等の模写又は模造及びこれらに類する行為をしてはならないこととした。

10 指定管理者の指定等

(1) 文化村の管理は、地方自治法の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができることとした。

(2) 奈良県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）である法人は、主として文化村の管理を行う指定管理者になることができないこととした。ただし、知事、副知事及び地方自治法に規定する委員会の委員又は委員が役員等である法人で地方自治法施行令に規定するもの（県が出資しているものに限る。）については、この限りでないこととした。

(3) (1)による指定を受けようとするものは、知事が別に定める期日までに、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならないこととした。

ア 文化村の管理に関する事業計画書

イ アに掲げるもののほか、規則で定める書類

(4) 知事は、(3)による提出があつたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定するものとした。

ア 住民の平等な利用が確保されること。

イ 施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営が行われるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な経理的及び技術的な基礎を有していること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、知事が文化村の設置目的を達成するために必要と認める基準

11 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、開館時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って文化村の管理を行わなければならないこととした。

12 指定管理者に行わせることができる業務の範囲等

(1) 指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次に掲げるとおりとすることとした。

ア 2のアからエまでに掲げる事業の実施に関する業務

イ 4の施設、設備等の使用の承認に関する業務

ウ 5による施設、設備等の使用の承認の取消し等に関する業務

エ 9の撮影等の規制に関する業務

オ 文化村の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等に関する業務

カ 文化村の施設、設備等の維持管理に関する業務

キ 文化村の利用の促進に関する業務

ク アからキまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(2) 知事は、(1)の範囲のうち指定管理者に行わせることとした管理に係る業務を行わないものとすることとした。

13 利用料金

(1) 10の(1)により文化村の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、施設、設備等の使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならないこととした。

(2) 利用料金の額は、6に定める使用料の額を超えない範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとすることとした。

(3) 指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものとする事とした。

(4) 指定管理者は、知事の定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができることとした。

(5) 既納の利用料金は、還付しないこととした。ただし、知事の定めるところにより、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでないこととした。

14 その他

この条例に定めるもののほか、文化村の管理に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

15 施行期日等

(1) 規則で定める日から施行することとした。ただし、(2)から(4)までは、公布の日から施行することとした。

(2) 10の(1)による指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、10の例により行うことができることとした。

(3) (2)により指定を受けた者は、施行日前においても、12の(1)の業務の開始に必要な準備行為を行うことができることとした。

(4) 施行日以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができることとした。